

広報活動にまつわる法的トラブル対応の実務

~広報活動でありがちなトラブル対応Q&A、問題発見·解決フレームワークの考え方~

2017年 11月 29日(水) 13:00~17:00 ●翓

●会 場● 企業研究会セミナールーム(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

師● 弁護士法人 畑中鐵丸法律事務所 弁護士 畑中 鐵丸 氏 一般社団法人ニューメディアリスク協会理事



【講師紹介】弁護士・ニューヨーク州弁護士。東京大学法学部在学中に司法試験と国家公務員試験(Ⅰ種) に合格。同大学卒業後、新日本製鐵株式会社勤務、1996 年に弁護士登録後、ペンシルヴァニア大学ロース クール(法学修士課程)卒、Kirkland&Ellis 法律事務所(米国)などを経て、現在、弁護士法人畑中鐵丸 法律事務所代表を務める。多数の企業や政府機関の顧問弁護士を努めるほか、日本弁護士連合会債権回収 に関する委員会(サービサー委員会)副委員長、日本商品先物取引協会あっせん・調停委員等を歴任。執筆 活動としては、著書「企業ネットトラブル対策バイブル」「戦略的コンプライアンス経営」「企業法務バイ ブル」シリーズ(以上、いずれも弘文堂刊)、「法律オンチが会社を滅ぼす」(東洋経済新報刊行)、「ヤヴ ァイ会社の死亡フラグ」(経世出版)のほか、「日経 BizGate」、「会社法務 A2Z」(第一法規)等、複数の誌 面における連載記事の執筆を担当。最新刊は「こんな法務じゃ会社があぶない」(第一法規刊)

◆開催にあたって -

広報活動では、新聞記事・画像など第三者の著作物利用や企業のレピュテーションを低下させない。ネッ ト対策など、法的リスクを意識するケースが少なくありません。様々なステークホルダーに企業活動を理 解してもらい、更にサポーターとなってもらうためには、コンプライアンスを念頭に置いた対応が必要不 可欠となります。そこで本セミナーでは講師に弁護士の畑中鐵丸氏を講師に迎え、広報活動でありがちな 様々なトラブルの実務対応をQ&A形式で回答した上で、広報における問題発見・解決フレームワークを 解説していただくプログラムを予定しております。この機会に広報担当者やその他関連する業務に携わる 担当の皆様のご参加をお待ちしております。

≪詳細は裏面をご覧ください≫

●受講料●1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400 円 本体価格 30,000 円
- 般	35,640 円 本体価格 33,000 円

- ●正会員登録の有無など、よくあるご質問 (FAQ) は、当会ホームページでご確認いただけます。 ([セミナー・会員研究会]→[よくあるご質問])
- ●お申込み後(開催日1週間~10日前までに)
- ●お中込み後(開催日 「週間~ T O 日 削までに) 受講票・請求書をお送り致します。 ●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。 ●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせて
- 頂く場合もございますので、予めご了承ください。 ●別番号への誤送信が増えています。申込書を ご送信頂く際はくれぐれも FAX 番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会

担当:鈴木 E-mail a-suzuki@bri.or.jp 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F TEL 03-5215-3513

FAX 03-5215-0951

申込方法 当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

*ホームページ (https://www.bri.or.ip) よりお申込みください。

企業研究会セミナー	検索

171134-0403	2017.1129 広報活動にまつわる法的トラブル対応の実務					
会社名	フリガナ					
住 所	₹					
TEL			FΑ	λX		
ご氏名	フリガナ		所役	属職		
Eメール						
ご氏名	フリガナ		所役	属職		
Eメール					•	

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に 利用させて頂きます。

13:00

涂 中

休 憩

あり

1. 広報活動でありがちなトラブル実務Q&A

Q1:「会社が作った著作物の著作権は社員個人のものか、法人のものか」

Q2:「街中の風景や建物、またキャッチフレーズやロゴ等に著作権は発生するか」

Q3:「すでに存在している著作物にインスピレーションを得て作る際、どういう場合に著作権侵害になるか」

Q4:「著作権者に連絡が取れない/著作権者がわからない写真を使用する際、どのようなリスク、また対応策があるか」

Q5:「広報に写真を使用する場合、被写体の方の承諾が必要か?また、当初想定されていた使用用途以外で用いる場合、再度承諾をもらう必要はあるか」

Q6:「実施したイベントでの写真撮影について気を付けるべきことは?」

(例)イベントなどで撮影した写真で、お客様・ご来場者が写りこんだ写真は社内広報誌や 対外向けの企業パンフレットに使えるか。

(例)イベントで有名人(芸能人、政治家、著名な経済人など)が来場した際の写真を使用する際の注意点はあるか。

Q7:「自社サイト、SNS、社内報等での使用・公開で気を付けるべきことは?」

Q8:「社内報のインタビュー等で社員の発言が著名人の言葉を引用したときの注意点はあるか」

Q9:「"他社企業の信用を害する法的リスクを発生させる表現"とはどのようなものか」

Q10:「他社製品と自社製品の比較をする場合、法的にどういう注意をすべきか」

Q11:「わが社の商品が、業界売上げナンバー1」といった広告は許されるのか。

Q12:「どのような場合に謝罪広告を掲載しなければならないか?また自社サイト上の謝 罪文はいつまで掲載すべきか」

Q13:「当社製品への不買運動が発生した場合、広報担当としてどうすればいいか」

Q14:「M&Aを行った場合、買収した会社が持っていた個人情報データベースをそのまま利用しても大丈夫か」

Q15:「ネット上に悪評価を掲載された場合、何か対応策はあるか」

Q16:「ネット上の特定の書き込みに対し、プロバイダに削除依頼を行う、または直接担当者が投稿者にコンタクトをとることは可能か」

Q17:「社内報および社内イントラネットでの新聞記事の引用は可能か。可能であれば、 実際に行う際の注意点を聞きたい。(新聞社への記事引用の許諾を取る必要はあるか等)

Q18: 社内のスキャンダル(反社会的勢力への融資、会計不正等)が、ネットで取り沙汰され、 話題になっている。どうやらスキャンダル自体は真実のようだが、どのようにして対策すべきか。

Q19:「公式 Web サイトや社内イントラに他社へのリンクや写真・画像、書籍・文献の文章/図表を引用する場合、著作権等の関係からどの程度、承諾を得なければならないのか?また、承諾を得るための基本的な手続き、ルールは?」

Q20:「会社案内やHP作成の際、制作会社との契約を全く取り交わしていない場合、写真や文章についての肖像権・著作権はどうなるか?次回の制作時に制作会社を変える場合、以前の写真や文章は使用できるか?」

Q21:「写真や画像で他社名、他社のマーク、他社製品名が写り込んだものは対外的な宣材として使用可能か? 使用する際に注意すべき点は?」

2. 広報活動における問題発見・解決フレームワーク

【フェーズ0】法律の本質、広報活動との関わり方【フェーズ1】規制環境の把握

【フェーズ2】戦略法務 ~法的知見の活用~ 【フェーズ3】予防法務

【フェーズ4】有事対策

17:00

■講 師■ 畑中鐵丸法律事務所 弁護士 畑中 鐵丸 氏